

指定障害福祉サービス事業者
指定障害者支援施設設置者 各位
指定障害児通所・入所支援事業者

福岡市保健福祉局障がい者在宅支援課長
福岡市保健福祉局障がい者施設支援課長
福岡市こども未来局こども発達支援課長

平成 31 年度福祉・介護職員処遇改善加算等の届出について（通知）

日ごろから福岡市の障がい保健福祉行政に御協力いただきありがとうございます。

標記の加算の件につきまして、平成 31 年 4 月からの算定を希望する場合は、下記のとおり届出書等を提出していただきますようお願いいたします。**（平成 30 年度の届出をしている事業所においても、再度 31 年度の届出をする必要があります。）**

届出の提出にあたっては、別紙「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（平成 30 年 3 月 30 日付け障障発 0330 第 2 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）などの内容をご確認の上、本加算の取り扱いにつき誤りのないようご注意をお願いいたします。必ず平成 31 年度の様式で提出して下さい。

記

1. 提出期限

平成 31 年 2 月 28 日（木）

※上記、必着です。遅れた場合は、4 月からの算定はできません。

2. 提出書類

- 福祉・介護職員処遇改善の届出に係るチェックリスト
- 福祉・介護職員処遇改善加算届出書（単一事業所：別紙様式 3）（複数事業所：別紙様式 4）
- 福祉・介護職員処遇改善計画書（別紙様式 2）
- 添付書類
- 労働に関する法令に違反していないこと等に係る誓約書

★提出様式については、下記ホームページ掲載場所よりダウンロードしてください。

福岡市ホームページ→「福祉・障がい者」→ページ内メニューの「福祉事業者に関すること」→「事業者向けの情報（障害福祉サービス等、地域生活支援事業）」→「2 指定申請・変更届関係（指定障害福祉サービス事業者等）内→4 介護給付費等算定届について→福祉・介護処遇改善加算・処遇改善（特別）加算届出書平成 31 年度書類をクリックして下さい。＊福岡市のホームページ内の Google カスタム検索にて『2. 指定申請・変更届関係』を入力し検索可能

3. 支払い額の確認について

福祉・介護職員処遇改善（特別）加算においては、賃金改善額が加算による収入額を上回ることが要件となっています。本加算を算定している事業者におかれましては、障害者自立支援給付支払等システムにおいて出力される「福祉・介護職員処遇改善（特別）加算総額のお知らせ」で加算による毎月の収入額を確認の上、年度ごとに、確実に収入額以上の賃金改善を実施して下さい。

（裏面あり）

4. 提出先

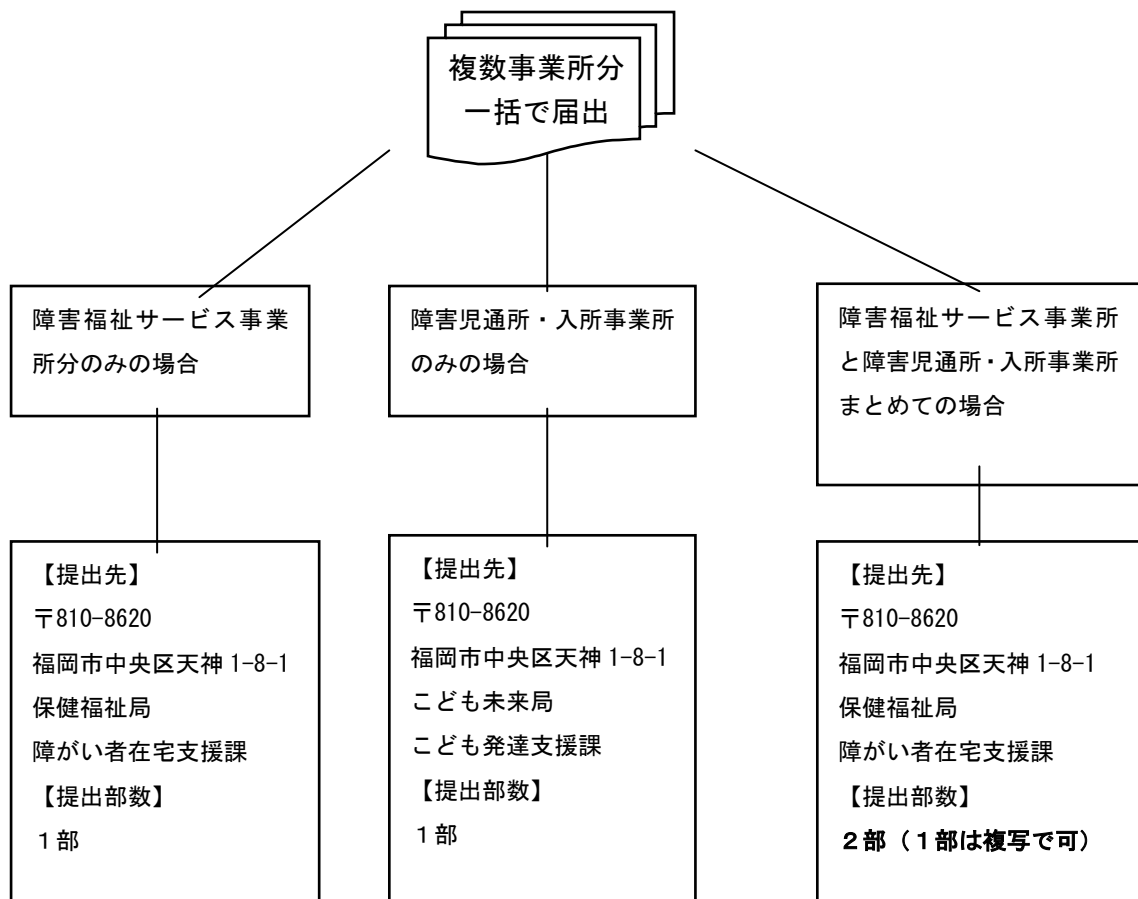
(1) 障害福祉サービス事業所等(福岡市指定分)ごとに提出する場合

当該障害福祉サービス事業所等の指定を行った窓口(所管課)に提出

(2) 複数の障害福祉サービス事業所等を福岡市内に有し、一括で届出の場合

複数の障害福祉サービス事業所等を有する法人で、障害福祉サービス事業所等ごとの届出が実態に鑑み適当でない場合や、同一の就業規則等により運営されている場合には、届出書は一括して作成することが可能。一括して作成する場合は、作成した届出書類の複写を、障害福祉サービス事業所等の指定窓口(所管課)の数だけ用意し、下記のフロー図のとおり、提出

(1)(2)の本市提出先等は、以下のフローで確認してください。



(3) 複数の障がい福祉サービス事業所等を福岡市外にも有する場合

必ず、すべての指定権者に届出書類を提出すること。

※福岡市と春日市に事業所がある場合は、福岡市と福岡県に提出する。

お問い合わせ・提出先

〒810-8620

福岡市中央区天神 1 丁目 8 - 1

福岡市保健福祉局障がい者在宅支援課

電話番号：711-4248 担当：伊藤，松澤，樋口

福岡市こども未来局こども発達支援課

電話番号：711-4987 担当：城里生